

## 安全対策情報（令和5年度1月～3月期）

### 【ポイント】

- イスラエル国防軍による攻撃範囲の拡大
- 情勢の緊迫化に起因する国連職員及び外交官の拘束事案

### 1 治安情勢

#### （1）地域的武力衝突

ア 2023年10月8日以降、レバノン南部のイスラエルとの国境地帯において、イスラエル国防軍及びレバノン側との攻撃の応酬が日常的に発生しており、レバノン南部国境地帯で民間人を含めて死傷者や被害が発生しています。10月15日には、イスラエル国防軍がイスラエル北部についてレバノン国境から4キロ以内を軍事封鎖区域に設定し、一般人の立ち入りを禁止しました。レバノン南部国境地帯に関し、レバノン政府側からの同様の措置は確認できていませんが、国境から4キロメートルに位置する場所及びその周辺にイスラエル国防軍による攻撃が及んでいます。

イ 2024年1月2日、ベイルート南部郊外ダーヒエ地区において、ハマス幹部を狙ったとされる爆発が発生しております。2月25日以降、イスラエル国防軍によるパールベックへの航空攻撃が発生しております。3月23日には、ベカー東部（マスナア近郊）への攻撃が発生しており、攻撃範囲が拡大しています。このようにレバノン全土の情勢は緊迫し流動的です。2006年にヒズボラーによるイスラエル兵拘束の翌日にイスラエル国防軍がベイルート市内のラフィーク・ハリール国際空港の滑走路及びレバノン国内各地に対して攻撃したことから、急速な事態悪化も想定されます。

ウ 2024年3月1日、レバノン国連暫定軍（UNIFIL）兵士がベイルート南部近郊にて物資輸送経路外に誤って侵入したところ、地元住民による一時的な拘束事案が発生しています。3月には、西側諸国外交官がベイルート南部郊外（通称ダーヒエ地区）にて写真撮影をしていたところ、ヒズボラーによる一時的な拘束事案が報じられています。立入制限区域（パレスチナ難民キャンプ、イスラエルに接する南部（リタニ川以南）の一部地域並びにシリア国境近接地域）等は、厳重な警戒が行われており、当局等に拘束される可能性があります。また、国家警察軍（ISF）及びレバノン国軍（LAF）等の治安関連施設、パレスチナ難民キャンプ、政治団体の施設等の撮影は絶対に止めてください。

## (2) 抗議行動

- ア レバノン国内の経済危機が継続する中、国民の多くの割合が貧困層となり、国内各地で生活困窮者等による抗議行動が常態化しております。他方、今期においては為替レートが安定しており、抗議行動の発生率は比較的 low 水準で推移しています。また、抗議行動自体は概ね平和的に行われているものの、治安当局との小競り合い等により負傷者が出た事例や発砲で死傷者が出た事例も確認されています。抗議行動に遭遇した場合は興味本位で決して近づかず、速やかにその場を離れるようにしてください。
- イ 抗議行動に伴い、道路が突発的に閉鎖される可能性もあります。特に空港を利用される方は事前に航空会社の運行情報や道路情報等を確認し、時間にゆとりをもって行動されるようお願いいたします。銀行は ATM での引き出し限度額の引き下げや国外への送金の制限といった措置を行っています。また、食料品等の日用必需品やガソリン、医薬品等の調達に支障が生じる可能性があります。そのため、生活に必要な現金を手元に置く、医薬品やガソリン及び日用必需品を日頃からこまめに確保する等の予防策を取ることをご検討ください。

## (3) 一般犯罪・凶悪犯罪傾向

- ア 2024 年 1 月 11 日夜、ベイルート市内ジュマイゼ地区で拘束されていたシリア国籍の男性が隠し持っていた銃器で発砲し、警察官 1 名が死亡、歩行者 1 名が負傷しました。
- イ 燃料不足、停電、食料品及び医療品等の生活必需品の不足・価格高騰が深刻化し、国内全域において窃盗、薬物犯罪等の各種犯罪が増加傾向にあります。治安機関は、こうした薬物、窃盗、殺人、銃撃、暴力等の各種犯罪の取り締まりを強化しているものの、特にシリアとの国境付近では、武装集団が通行車両を停車させ運転手を銃器で脅して車両、携帯電話、現金及び物資を奪う事件や、地元部族間の抗争に伴う銃撃、地元部族と国軍との武力衝突及び報復行為が確認されており、注意が必要です。
- ウ 過去の内戦の影響で国内では銃器の入手が比較的容易であり、銃器関連犯罪が頻繁に発生しています。また、違法薬物の蔓延も深刻化しています。

## (4) 銃器使用事案

- ア 2023 年 7 月下旬及び 9 月上旬、レバノン南部アイン・ヘルワ・キャンプ内において、銃器を使用した衝突が確認されています。一部、流れ弾が治安当局関係者の頭部に直撃するなど、キャンプ外においても負傷者が

発生しています。

イ 2023年9月下旬、在レバノン米国大使館の入口付近で、小銃発砲事案が発生しました。本事案による負傷者は発生しておりません。

ウ 国内各地にて、抗議行動や個人間トラブルに起因する銃器使用事案が発生しており、集団同士の抗争や犯罪組織と治安機関との衝突が死傷者を伴う銃撃戦へと発展するケースが確認されています。こうした事案では、拳銃等の小火器のみならず、ロケットランチャー（RPG）などの重火器が使用されるケースも確認されています。

エ 国内では銃器の入手が比較的容易であり、銃器のまん延による潜在的な危険が存在するという状況認識の下、平素より行動にはご注意ください。万が一周囲でトラブル等が発生した際は直ちにその場から退避する、銃撃事案に遭遇したらその場又は分厚い壁等近くの物陰に伏せ、状況に応じて退避行動を取るなど、安全の確保を最優先に実施いただくようお願いいたします。

#### （5）テロ情勢

テロ情勢については、軍や治安機関がテロ容疑者を摘発・逮捕したため、2023年中にテロ事件の発生はありませんでしたが、テロリストの検挙が相次いでおり、引き続き注意が必要です。2022年2月には、ベイルート南部郊外を標的としたテロ計画が摘発されています。さらには、2023年10月以来続いているガザ情勢の悪化及びレバノン南部での攻撃の応酬がテロリストの伸張にどのような影響を及ぼすのかどうか、注視が必要です。レバノン滞在中は治安情勢に関する報道をフォローし情報収集に努めるなど、安全の確保に十分注意を払ってください。また、万が一爆破・銃撃テロ事件に遭遇した場合にはその場又は分厚い壁等近くの物陰に伏せ、その後の状況に応じて退避行動をとってください。

#### （6）誘拐・脅迫事件発生傾向

レバノンにおける誘拐事件の多くはレバノン人、シリア人、パレスチナ人並びにその他アラブ諸国人の富裕層等を狙ったものですが、過去には外国人狙いの犯行も確認されておりますので、あらかじめ認識しておく必要があります。犯行グループは、対象者の行動を事前に観察した上で犯行に及びます。対象者が車で移動しているところを人通りの少ない路上で襲撃、銃器で脅迫して連れ去ると手口のほか、歩行中の対象者の脇に車両で接近して無理矢理車内に押し込んで連れ去る手口も確認されています。

### 【防犯対策のポイント】

- 夜間は一人で歩かないようにし、複数人での外出を心掛ける。
- 人目を引くような華美な服装・装飾品を身につけない。
- 昼間でも薄暗い公園や裏通りなど、人通りの少ない場所は避ける。
- タクシーを利用する際は、流しのタクシー等を利用することは控え、ドライバーの人定事項が確認できるタクシー会社に配車を依頼して利用する。
- 危険を感じたら、躊躇せず周囲の人に助けを求める。また、万一に備えて防犯ブザー等大きな音を出すものを身につけ、危険を感じたら直ちに使用する。
- 周囲に不審者、不審車両がないか常に確認し、下を向いて歩かず前後左右の人の動きに注意を払う。
- 両替所やATMで一度に多額の両替・引き出しをしない。また、両替や現金引き出し後の周囲の動向に注意する。
- 多額の現金は持ち歩かないようにし、所持金は分散して持つ。むやみに人前で財布を取り出さない。
- バッグ類は、安易に椅子の後ろにかけたりテーブルの下に置いたりせず、常に目に見える場所で確実に管理するよう心がける。また席を外す際には必ず持ち歩く。
- 路上を歩く際は、バッグなどはたすき掛けで肩に掛け、身体の前で抱えて持つ。
- 違法薬物に関する誘引には乗らず、速やかにその場を離れる。
- ひったくりや強盗に遭った場合は、身を守るため、絶対に抵抗しない。

## 2 対日感情及び日本企業等の安全に関わる諸問題等

- (1) レバノンでは反日的な傾向は確認されておらず、総じて対日感情は良好です。一方、経済危機に伴う生活困窮者等の増加に伴い、レバノン滞在中にはスリ、ひったくり等の窃盗事案に巻き込まれないよう、十分注意する必要があります。
- (2) 万が一、スリ、ひったくり等の被害に遭われた際は、大怪我を負う可能性がありますので、絶対に抵抗しないでください。自ら解決しようとせず、上記同様、速やかに最寄りの警察署（国家警察軍：ISF）へ通報し被害届を提出いただくと共に、日本国大使館（連絡先は以下のとおり）にもご一報いただきますようお願いいたします。
- (3) 近年、ベイルート市内において日本人が貴重品（財布、スマートフォン等）の盗難被害等に遭った事案も複数件確認されており、渡航・滞在に際しては十

分な注意が必要です。

● 在レバノン日本国大使館

代表電話番号：+961-(0)1-989751~3

領事直通：+961-(0)1-989856/01-989855

領事携帯：+961-(0)3-366018/03-345977

領事緊急：+961-(0)3-362540

Eメール：[consular.section@bt.mofa.go.jp](mailto:consular.section@bt.mofa.go.jp)

FAX番号：+961-(0)1-989754

※災害や騒乱等が発生した際、ご家族、ご友人、同僚を守るため、一人でも多くの方に安全対策に関する情報が届くよう、在留届（3か月以上の滞在）の届出、又はたびレジ（3か月未満の滞在）の登録を、お知り合いの方や出張者・旅行者にご案内いただけますようお願いいたします。